

# JBC主催大会におけるボールの取り扱いについて

## ※ 使用ボール

1. 平成 18 年 4 月 1 日以降の JBC 主催大会に使用するボールは WTBA (USBC) 公式認定ボールまたは JBC 公式認定ボールとする。  
ボールのアプルーブ (認証) のチェック等は、USBC ホームページ ([http://www.bowl.com/downloads/misc/approved\\_balllist.xls](http://www.bowl.com/downloads/misc/approved_balllist.xls)) からアクセスできます。また、JBC ホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/bowling/>) からリンクしています。確認してください。
2. 公認ボールについて  
WTBA は、2006 年 8 月に公式認定ボールについて新たな見解を出しました。(別紙を参照) 現在、1991 年以前の認定ボールは、ホームページから検索できない状態にあります。しかし、JBC は、WTBA 公式認定ボールについては、選手権競技会規定第 410 条第 5 項で「1991 年 1 月 1 日以前に製造されたボールの競技会での使用の有無については、主催者が決定する。」と明記している。
3. 平成 18 年 4 月 1 日以降の JBC 主催大会に使用するボールのドリルは JBC 公認ドリラーによってドリルされたものとする。
4. 平成 18 年 4 月 1 日以降の JBC 主催大会に参加する選手は、所定のボール登録申請書 (JBC 作成) により全てのボールを登録しなければならない。
5. 平成 18 年 4 月 1 日以降の JBC 主催大会において入賞者のボール再検査は行わないが、参加全選手を対象に競技中ランダムに選手を選考しボールの検査を実施する。
6. 入賞者の再検査は実施しない。  
参加全選手の中から無作為 (ランダム) に選手を選考し、ボールの再検査を実施する。
  - (1) 受付時：大会参加選手は、持ち込んだすべてのボールを登録する。  
(別紙、大会使用ボール登録証による)
  - (2) ボール検査：参加全選手の中から無作為 (ランダム) に選考し、ボール検査を実施する。違反ボールが出た場合は、その選手は失格とする。ただし、当該選手は失格となるが他の選手の個人記録は生かされる。  
(オールイベント等の対象として)
7. 平成 16 年度から高校生以下の選手 (ジュニアボウラー) の使用するボールは、ジュニア専用ボール又はジュニア指定ボール以外の使用は禁止 (カバーボールを除く) にしてまいりましたが、平成 20 年 4 月をもって制限を解除することが理事会で決定した。したがって、今後は、どのボールを使用しても差し支えないものとする。
8. JBC 主催大会に参加する選手は使用ボール 4 個以内に持込を自粛すること。(指導事項)  
**※ 4 個以内の持込をした選手については、従来通りとし、5 個目からは 1 個につき 1,000 円の特別保管料を徴収し、会場センターへお支払いする。**

	1 個	2 個	3 個	4 個	5 個	6 個	7 個	8 個	9 個
登録料	0	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
特 別 保管料	0	0	0	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000
合 計	0	500	1,000	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000

## ※ ボール検査合格証

- 従来のボール検査合格証を使用する。
- ボール検査合格証は、JBC 公認ドリラーの一部でも発行しているが、各都道府県においてボール検査を受けなければならない。その際、各都道府県連盟が定めているボール検査料を支払わなければならない。  
(ボール検査合格証はボール検査を実施し、合格したボールに発行するものである。  
各都道府県で実施しているボール検査料は、検査料であって、ボール検査合格証の料金ではありません。)
- ボール検査合格証の期限が切れて、ボールにプラグ、ドリル等加工を加えずに継続してボールを使用する場合は、ボール検査合格証の公認ドリラー名の所は、ドリラー名と継続印を押すことが出来る。(この場合は、検査員が確認すること。)  
なお、ボールにプラグ、ドリル等加工を加えた場合は、有効期限内であってもボール検査を受けなければならない。
- ボール検査合格証の発行は、ボール検査を実施した上で合格の場合にボール検査員の責任において発行すること。  
(前もってボール検査合格証に公認ボール検査員の氏名、捺印することを禁止する。  
また、ボールをドリルした時点で公認ドリラーの責任において、公認ドリラー氏名、捺印することは差し支えないものとする。ただし、不合格の場合は、ボール検査合格証を無効とする。)
- 公認ボール検査員、公認ドリラーについて  
ボールを公認ドリラーがドリルし、そのボールをドリルした公認ドリラーが検査することを禁止する。(公認ドリラー、公認ボール検査員は同一人であってはならない。)